

熊本市植木文化ホール条例の制定について

熊本市植木文化ホール条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市植木文化ホール条例

(設置)

第1条 市民に芸術文化活動及び交流の場を提供することにより、芸術文化の振興及び市民の福祉の向上を図るため、熊本市植木文化ホール（以下「文化ホール」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文化ホールは、熊本市北区植木町岩野238番地1に置く。

(使用許可)

第3条 文化ホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化ホールの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 文化ホールの設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 文化ホールの施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 文化ホールの管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化ホールの施設等の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 文化ホールの施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 文化ホールの施設等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他不可抗力により使用を中止し、又は使用することができないとき。

(2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(3) 市長が管理上の必要により使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(入館の禁止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は文化ホールからの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) 文化ホールの秩序を乱すと認められる者

(施設等の変更の禁止)

第9条 使用者は、文化ホールの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に文化ホールの施設等を使用してはならない。

2 使用者は、文化ホールの施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(保安の責任)

第11条 使用者は、使用期間中の入場者の整理及び警備、文化ホールの施設等の操作及び使用その他文化ホールの保安に関する責任を負うものとする。

(文化ホールの職員の指示等)

第12条 使用者は、文化ホールの施設等の使用に当たっては、文化ホールの職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に文化ホールの職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、文化ホールの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第5条第1項の規定による使用許可の取消し又は使用停止の命令があったときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、文化ホールの使用に当たってその施設等を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に旧植木町文化ホール規則（平成 22 年植木町合併特例区規則第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧植木町文化ホール規則の規定により使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

施設使用料

施設名及び使用日		使用時間区分	午前	午後	夜間
			午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 1 0 時まで
ホール（舞台 及びホワイ エを含む。）	平日		6,300 円	8,400 円	10,500 円
	土曜日、日曜 日及び休日		8,400 円	10,500 円	12,600 円
舞台	平日		3,150 円	4,200 円	6,300 円
	土曜日、日曜 日及び休日		4,200 円	5,250 円	7,350 円
楽屋			520 円	730 円	1,050 円
控室			310 円	520 円	840 円
リハーサル室兼軽運動室			2,100 円	2,620 円	3,150 円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 リハーサル室兼軽運動室の夜間の使用時間区分については、午後6時から午後8時まで、午後8時から午後10時までに更に区分して使用することができる。この場合において、それぞれの使用時間区分の使用料は、リハーサル室兼軽運動室の夜間の使用時間区分の使用料の2分の1に相当する額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合において規則で定める場合に該当するとき、又は商業活動その他これに類する目的で使用する場
合において規則で定める場合に該当するときは、使用料の10割に相当する額
を加算する。ただし、使用時間区分の1区分全部を準備に充てるときは、この
限りでない。
- 4 使用時間の延長又は繰上げは、1時間以内に限りできるものとし、延長した
時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料につい
ては直後の使用時間区分の使用料の3割とする。ただし、使用時間区分が2以

上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。

- 5 第2項及び前項に規定する使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第2（第6条関係）

(1) 冷暖房設備使用料

施設名	使用料
ホール（舞台及びホワイエを含む。）	1時間につき4,200円
舞台	1時間につき2,100円
楽屋	1時間につき210円
控室	1時間につき100円
リハーサル室兼軽運動室	1時間につき630円

備考 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料

附属設備使用料は、次に掲げる金額以内で規則で定める。

種目	1回の使用料
舞台照明器具	5,250円
舞台音響器具	5,250円
舞台大小道具	10,500円
ピアノ等楽器	10,500円
その他の器具類	5,250円

(提出理由)

植木町合併特例区の設置期間の満了による解散に伴い、植木文化ホールの設置等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。